

制定 平成14年 5月 9日 耕第 173号  
改正 平成16年 6月 30日 耕第 304号

## 岡山県農業農村整備事業に係る環境検討協議会設置要領

### (設 置)

第1条 「環境との調和への配慮」に基づいた農業農村整備事業の推進を図るため、環境との調和に関する事項について検討を行う岡山県農業農村整備事業に係る環境検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に関する県営事業等の計画などについて検討、助言を行う。

- (1) 田園環境整備マスタープランとの整合等に関する基本的事項。
- (2) 環境との調和への配慮に関する基本的事項。
- (3) その他環境との調和に配慮した事業の推進に必要な事項。

### (組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成し、必要に応じて会員を追加することができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表
- (3) 農業関係者
- (4) 県 等

### (任 期)

第4条 委員の任期は原則として2年とし、欠員がある時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって決めるものとする。

### (会 議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

### (事務局)

第7条 本協議会の事務局は、岡山県耕地課、農村振興課において行う。庶務は耕地課計画班に置く。

### (委任規定)

第8条 この要領で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。